



暮らし

国民年金保険料の免除制度

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予・学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に...	含まれる	含まれる	含まれる(注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に...	含まれる	含まれる(注1)	含まれる(注1、2)	含まれない	含まれない

注1 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が少なくなります
注2 免除の減額後の保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付が免除される制度があります。申請免除(全額・一部)、納付猶予(50歳未満)、学生納付特例があり、申請月の2年1カ月前までさかのぼって申請できます

【詳】市保険年金課 (32)6429 苦小牧年金事務所 (36)6135

軽自動車税(種別割)について

4月1日現在の所有者へ納税通知書を5月中旬までに送付しますので、6月1日(月)までに納付してください。また、身体障害者手帳などの交付を受けている方のために使用する、本人または同一生計者の軽自動車などで一定の要件に該当する

5月は消費者月間 全国統一テーマ『豊かな未来へ「もったいない」から始めよう!』

【詳】市民生活課 (32)6306



苦小牧市勤労者生活安定資金等貸付制度のお知らせ

【詳】工業・雇用振興課 (32)6436

市内に居住する勤労者の生活の安定と向上に役立てるために、生活資金を低利で融資しています。詳しくは各取扱金融機関にお問い合わせください

名称	中小企業従業員生活資金	勤労者生活資金	季節労働者生活資金
対象	次の事業所に1年以上勤務している者(期間を定めて雇用されている者を除く)または、1年以上の期間を定めて雇用されている者で同一事業所に繰り返し雇用されている技能労働者 (1)常時雇用する従業員が100人以下の中小企業 (2)中小企業等協同組合	勤労者(組織従業員)	雇用保険法第38条による短期雇用特例被保険者等
金額	生活資金 100万円以内 教育資金 300万円以内	生活資金 100万円以内 教育資金 300万円以内	20万円以内
利率	生活資金 2.21% 教育資金 1.88%	生活資金 2.21% 教育資金 1.88%	2.88%
償還期間	7年以内		11カ月以内
保証人	原則として保証機関を利用		
金融機関	北海道労働金庫苦小牧支店 苦小牧信用金庫市内各店 北洋銀行市内各店	北海道労働金庫苦小牧支店	

場合は減免対象になります。平成31年度に減免を受けた方が軽自動車などを入れ替えている場合も新たに申請が必要です
【詳】減免受付は6月1日(月)までに直接市民税課 (32)6244

確定申告書の内容が間違っていたとき

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど、申告内容に誤りがあることに気が

づいた方で、税額を多く申告した方は、「更正の請求」を、税額を少なく申告した方は、「修正申告」を提出してください
【詳】苦小牧税務署 (32)3165 市民税課 (32)6253・6254

固定資産に変更が生じた場合は

家屋の増築(風除室なども含む)や、取り壊し・一部減築で面積が変わった場合、

広告